

平成 28 年度第 3 回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：平成28年(2016年)11月10日(木)

10時00分～12時00分

場所：滋賀県大津合同庁舎 7 階 7D会議室

出席委員：

12 名中 8 名出席

出席：石上委員、菊池委員、籠谷委員、須藤委員、中村委員、西田委員、
秀田委員（代理 鑪氏）、前畑委員

欠席：石谷委員、西野委員、平山委員、福原委員

議題：

- (1) 第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画（答申案）について
- (2) 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）（答申案）について
- (3) 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 2 次）（答申案）について

配布資料

- 委員名簿・配席表
- 資料 1 各計画策定のスケジュール
- 資料 2 - 1 第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画（答申案）の概要
- 資料 2 - 2 第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画（答申案）
- 資料 3 - 1 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）（答申案）の概要
- 資料 3 - 2 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）（答申案）
- 資料 4 - 1 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 2 次）（答申案）の概要
- 資料 4 - 2 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 2 次）（答申案）

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成 28 年度第 3 回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は 12 名中 8 名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・自然環境保全課長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・まず、最初に事務局から資料 1 により、議題（1）～（3）の各計画の策定スケジュールについて説明があり、引き続き、各議題について審議がなされた。

議題（１）第１２次鳥獣保護管理事業計画の策定について

<事務局から資料２について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

計画の概要版（資料）については、パブコメや市町等への照会の際にも添付をするのか。

事務局：

パブコメの際には添付しない。本会議の説明用。

委員：

殺傷という言い回しは、殺処分または捕殺の方が望ましいのではないかと。

また、免許なしの捕獲について、「処置が適正に実施可能」という言い回しについて、国の基本指針の場合は「適切な処置」という言い回しをしているので、統一した方がよい。

傷病鳥獣の場合は、「放野」という言い回しをしているが、21ページの部分については、「放獣」となっている。「放鳥獣」または「放野」とするのが望ましいのではないかと。

13ページに「クマ類」という用語を用いているが、滋賀県の場合、対象はツキノワグマのみなので、「ツキノワグマ」という表記でもいいのではないかと。

事務局：

検討して対応したい。

委員：

一定の条件のもとに捕獲を認めるとあるが、「安楽殺」が適切に実施されるように留意してほしい。特に「おりで捕獲した動物を川等に沈めて殺す」ことが、慣例的に実施されているが、溺死は安楽殺ではないことを周知するとともに、「一定の条件」を明確にしてほしい。

鳥獣保護管理センターの検討については、兵庫県や岐阜県などの先進事例を参考にしながら、慎重に検討してほしい。

事務局：

ご意見いただいたように検討や事務手続き等をしていきたいと思う。

委員

24ページのシカの被害対象について、自然植生を追加したということだが、これには二次林をも含む、と考えてよいか。

事務局：

森林地域全てを含むという解釈から、二次林も含むと考えている。

委員：

自然植生と表記すると、二次林を含んでいない印象を受けるために、表記の仕方を工夫した方がよいと思う。

傷病鳥獣の保護対象について、滋賀県のRDBに掲載している希少種以上のものを対象とするということだが、一般の人はそこまでわからないと思う。対象種以外のものが持ち運ばれたら、それは断るということか。

事務局：

あくまで、県として傷病対応を行う種を決めているということであり、それ以外のものについては、県の範囲外であるという認識である。

また、RDBの希少種等については、HP上に獣種ごとの写真を追加するなど工夫をして、周知をしていきたいと考えている。

委員：

傷病鳥獣の対応について、開業の獣医師に丸投げするのは荷が重過ぎる。行政がその窓口となるべきであり、提示されているフローはそうになっている点が評価できる。

これまでの傷病鳥獣救護で蓄積されたデータ等については、感染症モニタリングの観点から有用な部分もあるが、偏ったサンプリングであることに留意しなければならない。

事務局：

傷病鳥獣についてのデータは、現在活用しきれていないところもあるので、今後はどう使っていけるのかを検討したい。また、傷病鳥獣のサンプリングも全体の一部ということを確認しつつ、今後の鳥獣保護管理行政に活用していきたい。

議題（２）滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第３次）の策定について

<事務局から資料３について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

資料３-１にニホンジカ管理計画の概要があるが、これは、今後のパブリックコメントや市町への意見照会に使われる資料なのか。

事務局：

基本的には使わない。公表版が出来た後は、概要版を使って分かり易く説明していく予定である。

委員：

先程の第12次鳥獣保護管理事業計画もそうだが、資料自体が分厚いものなので、理解していただくためには、出来れば概要版のようなものを付けた方が分かり易いと思う。概要版を付けて、それを含めて意見照会やパブコメをした方が良いと考える。

事務局：

その点、3つの計画ともに検討したいと考える。

委員：

19ページのiiの4行目にかけては、許可捕獲が増えたことにより狩猟が減少したと思うので、農水省の交付金事業により狩猟が減少したという誤解を与えないために、例えば、狩猟による捕獲は低調となっているとか、言葉を補っていただければありがたい。

事務局：

確かに、狩猟以外の全体の捕獲が低調ととらえられると困るので、字句修正をして分かり易くしたい。

委員：

定量的なデータを持っているわけではないが、キツネやタヌキなどの中型哺乳類で3本足のものをよく見かけるようになった。これは、最近増加しているくくりわなの影響ではないかと心配している。通常、くくりわなは獣道に仕掛けるが、獣道を使うのは、シカだけではなく、様々な動物が利用しているため、くくりわなは、錯誤捕獲が必然とも言える捕獲法である。一定の荷重がかからないと作動しないなどの安全な設置方法についての研修や広報が出来るような体制づくりを検討していただきたいと思う。

事務局：

わなの構造基準は、先ほどご審議いただいた第12次鳥獣保護管理事業計画にも記載があり、くくりわなを含めた構造基準、許可基準が示されている。そこに、直径が12センチメートル以内であるとか要件を課しているが、仕掛け方とかは十分に盛り込めていないので運用する中で今いただいたご意見を踏まえて対応していけるよう考えていきたい。

議題（3）滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の策定について

<事務局から資料4について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

資料17ページの農作物被害面積の推移および農作物被害金額の推移の図だが、被害が減っているのか、それとも実際の田舎などの農作物を育てている面積自体が減ったのか。今回の計画の管理目標である30%の減少は、そのようなことを考えずに絶対値での30%減少なのか、それとも作物を作る人が少なくなったために被害が少なくなったことも

含めてということか。

事務局：

今後、多少の人口減少や高齢化により耕作放棄をされる部分も増えると考えられるが、その推計をすることは難しい。基本的には平成27年度の被害面積、被害金額に対して30%減少させるということを目標とし、後程次期計画を立てる際にその評価もあわせてしていきたいと考えている。

委員：

30%の減少という数値の中に、耕作放棄等の部分が含まれていても仕方がないと思うが、何かの形でどちらの影響が大きいのか、対策の効果なのか全体の面積が減っているのか、母数を測るのが難しいということだろうが、そこが気になるところである。何か情報があれば示していただきたい。

事務局：

具体的には持ち合わせていないが、農業経営課と連携しながら被害対策を行っているところである。被害面積及び被害金額について、平成20年度までは農業共済という保険制度に基づき一定規模以上のものについて被害があった場合には被害としてカウントするという手法だったが、家庭菜園や小規模のものもあるため、平成21年度以降は集落においてアンケートや聞き取りを行うことでより精度の高い情報を得ようと取組を進めている。21年度以降、被害面積は大きく減少しており、被害金額についても主な野生獣において平成22年度は約4.4億円であったのに対し平成27年度は約1.7億円まで減少している。また稲が被害金額の9割以上を占める状況であり、稲作の場合、耕作放棄があまりされないこともあることから、稲の被害がどのように減っているのかがグラフによりみてとれるのではないかと考えている。

委員：

狩猟の期間を延長されているが、狩猟は日の出から日没までと時間制限がある。狩猟対象によらず同じということだが、イノシシは夜行性の動物のため、昼間に銃で捕獲するのは難しいと思うが、夜間に狩猟することは検討されないのか。

事務局：

夜間の銃猟は法的に禁止されている。唯一認められているのは、指定管理鳥獣捕獲等事業という県が発注を行う事業だが、夜間銃猟を行うのはリスクが高く関係機関等と調整したうえで適切に管理し実施する場合のみしか実施ができない。一般狩猟で夜間銃猟を認めることは現実的に考えて不可能であると考えている。

狩猟および有害鳥獣捕獲において、わなによる捕獲が半数程度を占める。わなの場合は餌付け等を行い一日中設置し捕獲を行うことから、夜間も捕獲を進めているというのが実態であると考えている。

委員：

近畿地方で夜間銃猟を進めているのは和歌山県だけである。和歌山県では指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して夜間に捕獲を試みているが、捕獲効率は非常に低いのが実態である。現状では、金額やリスク、捕獲効率が悪いというから、銃による捕獲よりもわなによる捕獲が、許可捕獲も含めて増えており、わなによる捕獲で個体数を管理する方向だと思う。発砲する時刻にこだわる必要はないと考える。

委員：

夜間の捕獲が上手くいっていないのは、体制が整っていないことが大きいのではないかと。海外の報告では、専門的な知識を持って適切な体制で実施した場合に限り、効果的な夜間銃猟による捕獲が実施できるとされている。全国で実施されている指定管理鳥獣捕獲等事業の結果は、適切な捕獲体制を整えることが今の日本では難しいことを示しているのではないかと。夜間に実施するのは効率が悪いと結論付けるのは早いと考えている。

※予定されていた議題の審議は終了し、3つの計画は一部修正が必要なものの基本的には承認された。部会長から本日委員から出された意見を踏まえ、各計画の答申案の一部修正については、部会長に一任願いたい旨の発言があり、出席委員から了承され、閉会した。